

教育体験旅行型農泊の発展可能性と課題

—埼玉県秩父地域と長崎県西海市の事例より—

平口 嘉典

農林水産政策研究所客員研究員

／女子栄養大学専任講師

本報告の構成

1. はじめに
2. 埼玉県秩父地域の事例：「行政主導型農泊」
3. 長崎県西海市の事例：「住民主導型農泊」
4. まとめと教育体験旅行型農泊の発展可能性

1. はじめに

- 1990年代のグリーンツーリズム農政以降、主として小中学校の生徒が農家等家庭に民泊して農業・農村を体験する、教育体験旅行の取り組みが拡大.
- 2017年度より開始された農泊推進対策は、これまでの取り組みの維持発展に寄与するものとして期待.

- 佐藤（2010）：教育体験旅行の受け入れ先となる農家民宿において、農家主導の「スキー民宿転換型」と行政主導の「新規開業型」の2タイプに加えて、近年、**農家主導の「新規開業型」**の出現を指摘。
- 坊・中村（2014）：教育体験旅行の受入において、行政によって受入家庭数の確保がおこなわれるものを「**行政主体**」**受入組織**、行政は関わるものの住民が主体的に受入家庭数の確保や受入調整をするものを「**住民主体**」**受入組織**と捉え、両者の比較から課題を導出。
- 大學・納口（2021）：農泊地域5事例の事務局組織を対象に、地方行政の関係性に着目した調査を行い、**住民主体の事務局組織**の運営においては、公的資金等によって下支えされている点を指摘。
- 農林水産省（2019）：農泊推進において、**農泊の運営を担う中核法人（事務局組織）**の経営能力向上が必要。

- 近年の農泊地域の運営は行政主導から住民主導へとシフトしており，その中核を担う事務局組織の動向に注目が集まる．
 - しかし現場レベルでは，事務局の問題だけでなく，受入住民サイドの問題（高齢化，モチベーション低下）も散見される．
 - さらに，2020年初頭の新型コロナウイルス感染拡大により，多くの農泊地域で教育体験旅行の受入を停止，影響は甚大（高田・山下，2021）．
- ⇒農泊地域の維持発展のためには，事務局サイドと受入住民サイドの両面において，さらなる実態把握と対策が必要．

- 本研究では、**行政主導ならびに住民主導で教育体験旅行に取り組む農泊地域**の事例を対象に、事務局と受入住民の両面から取組課題を明らかにし、今後の展開方向を考察。
 - 「**行政主導型農泊**」：行政が農泊を主導し、受入家庭の探索や調整を行う取り組み　・・・埼玉県秩父地域
 - 「**住民主導型農泊**」：行政の支援は受けながらも農家・住民やそれらによる組織が農泊を主導し、受入家庭の探索や調整を行う取り組み。
・・・長崎県西海市

2. 埼玉県秩父地域の事例：「行政主導型農泊」

(1) 対象地域の概要と農泊の展開

- 対象地域：埼玉県秩父地域
- 県西部に位置し，1市4町（秩父市，横瀬町，皆野町，長瀬町，小鹿野町）からなる。
- 都心から100km圏内に位置し，近年は主として日帰り観光客でにぎわう。
※入込観光客数：965万人（2018）

埼玉県における教育体験旅行誘致の取組

- 埼玉県では、2012年から「教育旅行のメッカ埼玉づくり事業」として教育体験旅行の受け入れを推進（兒玉，2016）。
- 当事業の実施において、県産業労働部では「教育旅行における『農山村家庭での生活体験に伴う宿泊』に係る取扱方針」を定め、安全・衛生に関する講習を受けた家庭であれば、農林漁業体験民宿等の登録がなくても受入が可能。
- 事業開始当初から秩父地域は受入地域となり、後述する〇公社が事務局を担う。

秩父地域における農泊の展開

- ・O公社が窓口となり、県外小中学校（関西・関東）の教育体験旅行を受入。
- ・受入先は、農家および一般家庭
 - 「田舎暮らし体験」を主目的とし、農業体験を必須としていない。
- ・大都市近郊に立地するため、都市観光のオプションとして選択される。
- ・登録軒数は181軒だが、実際に稼働するのは70軒程度。
- ・2014年度から受入を開始し、1000人泊前後の規模（第1表）。
- ・新型コロナの影響で2020、21年度は受入中止（22年度より再開）。

第1表 受入家庭数および延宿泊者数の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
延受入家庭数（軒）	136	250	359	420	263
延宿泊者数（人泊）	467	1,111	1,238	1,496	913
受入校数（校）	3	7	10	18	13

註：O公社調べ。

一般社団法人O観光公社（O公社）

- 秩父地域の1市4町は、「ちちぶ定住自立圏構想」のもとで観光推進に取り組んでおり、その中核団体として、一般社団法人O観光公社（以下、O公社）が存在する。
- O公社では圏域自治体の負担金を主な収入として、滞在型観光の促進、外国人観光客の誘致、地域ブランドの確立と特産品の販売促進に取り組む。
- 教育体験旅行の事務局も担い、受入家庭の探索や調整、講習会開催等を行い（**行政主導型農泊**）、年間約200万円程度の手数料収入（体験宿泊料の約2割）を得ている。
- 2019, 20年度には、農林水産省・農山漁村振興交付金（農泊推進対策）を受給。

(2) 受入家庭の取組実態

第2表 受入家庭の概要

	受入家庭X	受入家庭Y
タイプ	趣味的	趣味的
受入開始年	2018年	2014年
従事者	女性1名 (70代)	夫婦 (60代)
農業との関連	非農家： 体験では近隣農家と連携あり	趣味的農家： 自給用農地あり
農業以外との関連	手芸教室講師	定年退職後
農林漁業体験民宿登録	なし	なし
受入客層	教育体験旅行のみ	教育体験旅行のみ
農泊収入の位置付け	副収入	副収入
年間延宿泊者数	約10～20人泊	約20人泊
農泊の目的	趣味	趣味

目的は「非収入」

註：ヒアリングをもとに筆者作成。

(3) 小括

- 埼玉県秩父地域では、事務局を担う〇公社のリーダーシップのもと、行政主導で農泊を実施。
- 受入家庭は、主に趣味（非収入）目的で実施。
- 受入家庭には厳格な受入条件を課さず、自由度を与えることで、結果として受入家庭を確保し、比較的大規模な受け入れ先にも対応。

【課題】

- 体験内容の多くは各家庭に任されており、自由度がある反面、各家庭の自己流、試行錯誤の域からステップアップすることは難しい。
- 受入家庭同士の交流・意見交換の機会はほとんどなく（年1回の講習会のみ）、仮に優れた実践があるとしても、それを広める仕組みを持ち合わせていない。

⇒行政主導型農泊の限界

補足：最近の状況

- 2022年度より受入を再開（3校、177名）
- 学校・生徒に対しPCR結果・健康チェックシートの提出を求める
- 高齢化による受入中止あり。
- 事務局は受入家庭の探索に苦慮。
- 受入家庭の一部は、一般旅行客を対象に民泊新法による民泊受入を実施（5,6軒）。
→今後、O公社で案内・指導の方向。

3. 長崎県西海市の事例：「住民主導型農泊」

(1) 対象地域の概要と農泊の展開

- 対象地域：長崎県西海市
- 県西端部に位置し，三方を海に囲まれた自然豊かな地域
- 2005年に西彼町，西海町，大島町，崎戸町，大瀬戸町の5町が合併.

長崎県西海市における農泊の展開 1

- 当初，旧西海町長の発案で農山漁村体験交流が進められた。
- 2005年，町内6戸の農家が，県内で初めて農林漁業体験民宿を開業。
しかし合併を契機にしばらく取り組みが停滞。
- 約10年後，体験民宿に取り組む農家・住民の間で体験交流を再興する機運が高まり，2016年に体験民宿8軒により，住民主導で任意団体Sが立ち上げられた。
- 任意団体Sのもとで，関西圏（滋賀，大阪，京都，兵庫）の中高生を対象にした教育体験旅行の受入を本格的に開始。

長崎県西海市における農泊の展開 2

- その後、受入家庭数は年々増加し、延宿泊者数も順調に増加（第3表）。
- しかし2020年度は、**新型コロナウイルス感染拡大**の影響を受け、宿泊者数は**前年度からほぼ半減**（926人泊⇒471人泊）。
- 20年度は受入規模の拡大を計画し、教育体験旅行で1,520人泊（15校）の受入を予定していたが、ほぼすべての予約がキャンセルに。
- 受入家庭および事務局に与えた**経済的影響**はもとより、**心理的影響**も甚大。

第3表 受入家庭数および延宿泊者数の推移

年度	2016	2017	2018	2019	2020
受入家庭数（軒）	18	27	32	40	45
延宿泊者数（人泊）	132	266	602	926	471

註：S社調べ。延宿泊者数には一般客も含む。

任意団体S，一般社団法人S社の概要

- 農泊事務局を担う任意団体Sでは，2018年度に，地域おこし協力隊制度を活用して市外から専従の事務局員を採用．
- 20年度に法人化し，一般社団法人S社が誕生．
- 主な業務は，体験宿泊手配．
- S社の収入は，手数料（宿泊料金の18%）と市からの農泊関連業務委託費が主．収入は，事務局員2名の人件費と事務費に充てられる．
- 任意団体Sの時代から各種助成金を活用．
（19,20年度には，農林水産省・農山漁村振興交付金（農泊推進対策）を受給．）

(2) 受入家庭の取組実態

1) 受入家庭の分類

- 既存研究では、農泊の受入家庭は、**副業的であり、副収入を得る主体**と捉えられる。
 - 大學・納口（2019）：農泊は**副業的**なツーリズム
 - 鈴木・中尾（2017）：受入家庭は、ボランティア性に依拠した**非主業的な主体として把握**.
- しかし実態レベルでは、主業的に農泊に取り組む例も散見され、本対象地域でも実践例あり。
 - ⇒45軒の受入家庭を次の3つのタイプに分類

受入家庭の3つのタイプ

註：S社へのヒアリングをもとに、筆者らが分類

- A：農家副業タイプ
 - 専業農家が副業として農泊に取り組むタイプ。 10軒が該当。
- B：趣味的タイプ
 - Aタイプ, Cタイプのいずれにも該当せず, 農泊を言わば趣味として取り組むタイプ。 33軒が該当。
- C：民宿専業タイプ
 - 教育体験旅行だけでなく一般体験旅行も受け入れ, 農泊を生業とするタイプ。 2軒が該当。

⇒受入家庭 a , b , c を抽出し, 取組実態をヒアリング

第4表 タイプ別受入家庭の概要

	受入家庭a	受入家庭b	受入家庭c
タイプ	A：農家副業	B：趣味的	C：民宿専業
体験民宿登録年	2005年	2013年	2016年
従事者	夫婦（夫60代）	夫婦（夫70代）	夫婦（妻40代）
農漁業関連	果樹専業農家： ビワ50a, ミカン1ha	趣味的農家： サツマイモ20a, もち米数十a, 農産加工	非農家（移住者） 漁協准組合員, 遊漁船登録
農泊収入の位置付け	副収入	副収入	主収入
受入客層	教育体験旅行のみ	教育体験旅行が主, 一般体験旅行が従	一般体験旅行が主, 教育体験旅行が従
年間延宿泊者数	50～60人泊	約80人泊	300人泊弱
農泊の目的	地域振興	趣味	収入

コロナ禍でも、
275人泊
(20年度)

目的は、
「非収入」

註：ヒアリングをもとに筆者作成。

- Aタイプ, Bタイプでは農泊から副収入を得ていたのに対し, cタイプでは農泊から主収入を得ていた.
- タイプごとに農泊に取り組む目的に差異があり, A, Bでは収入以外（地域振興, 趣味）が目的であるのに対し, cタイプでは収入が主目的.
- ただし, どのタイプにおいても農泊の実施が自身の「生きがい」や「やりがい」を得ることと密接に関係しており, これが目的の根底に共通して存在.
 - ⇒福田ら（2020）でも指摘されている点を, 本事例でも確認.

(3) コロナ禍で顕在化した受入家庭のモチベーション低下と事務局存続問題

- コロナ禍において受入家庭と事務局の双方で顕在化した問題.
⇒受入家庭のモチベーション低下
事務局存続問題

註：s社へのヒアリングによる。

1) 受入家庭のモチベーション低下

- 受入家庭の7割は、B：趣味的タイプ。
⇒年金等の農泊以外の収入があり、農泊による収入は小遣い程度の副収入。
農泊はいわば副次的な活動であり、経済的動機にはなりづらい。
※年間50人泊（9回程度）の教育体験旅行受入で、33万円の収入。
- 新型コロナウイルス感染拡大による受入中止の影響で、特にBタイプの受入家庭でモチベーションの低下がみられる。
- 22年度からの受入再開に対し、消極的な家庭もあり。
⇒今後の**受入が困難**になる可能性あり。

2) 事務局存続問題

- S社の主収入は、農泊の仲介手数料と公的資金。
 - 事務局体制（常勤1名、パート1名）を維持するためには、定常的な手数料収入が不可欠。
 - コロナ禍において手数料収入が激減
（20年度は教育体験旅行分の約225万円（1,520人泊×1,500円）が消失）
 - 今後、コロナ禍の終息が近づき、体験旅行客が戻ってきたとしても、受入家庭のモチベーション低下と脱退により受入家庭数の減少が進めば、コロナ以前の規模での受入は難しい
- ⇒ **事務局は存続が困難に。**

(4) 小括

- 長崎県西海市では、農家によって立ち上げられたS社を中心に、住民主導で農泊を実施。
- 受入家庭のタイプごとに、農泊に取り組む目的に差異（趣味or地域振興or収入）がみられた。
- コロナ禍の影響により、受入家庭と事務局双方で問題を抱えており、農泊事業の先行きは不透明。
- コロナ禍でも、一般体験旅行への影響は小。 **民宿専門タイプの強靱性**がみられた。
- 今後は、教育体験旅行の受入を徐々に再開する一方で、一般体験旅行の受入を増やすことにより、事務局の経営維持が可能に。そのためには、受入家庭のレベルアップ、農家副業・趣味タイプから民宿専門タイプへの移行が必要。

⇒ **教育体験旅行に傾斜した事業モデルからの脱却**

4. まとめと発展可能性

(1) 行政主導型農泊地域の発展可能性

1) 農林漁業体験民宿等への移行

- これまでのように取扱方針をもとに、受入家庭に自由度をもたせて、行政主導で広く薄く取り組むのも一つの方策。・・・**現状維持**
- さらなる発展方向として、意欲のある受入家庭の**農林漁業体験民宿への移行**を促進し、教育体験旅行だけでなく一般体験旅行の受入を進めることが挙げられる。また、民泊の推進も一方向性（民泊新法）。
- その際、**許可申請**や**新たな民宿組織の立ち上げ**等で行政（公社）の支援が求められる。

(2) 住民主導型農泊地域の発展可能性

1) 民宿専門タイプの経営体の創出

- 民宿専門タイプは一般体験旅行の受入により、コロナ禍においても強靱性を有していた。
- また、教育体験旅行だけでなく一般体験旅行も受け入れることにより、事務局収入の安定化に寄与することが示唆された。
- 今後は、現在の受入家庭や新規開業者の中から民宿専門型へと転換する主体を探索し、**レベルアップへの支援**が必要。行政支援の必要性あり。
⇒面的な支援だけでなく、**個への支援を拡充**

2) 「地域運営」の視点から農泊を捉え直す

- 農泊の取り組みを、「地域運営組織」のような地域づくりを担う組織のもとで展開する方向性を検討（⇒寺林（2022））。
 - そもそも農泊の目的は、農村外部との交流を通じて農村自体を振興すること。農村振興の手段は農泊以外にも種々存在し、それらと調整をとりながら進めていくことが重要。
 - 地域運営組織が農泊事務局を担うケース、農泊事務局が地域運営に乗り出すケースが想定される。後者の場合、多角的な事業展開により、農泊事務局の経営が安定化するメリットあり。
 - 今後は、**農泊推進対策と農村RMOの議論との接合点**を見出す必要がある。
- ◆残された課題
- 他の農泊地域の動向もふまえた上で、教育体験旅行の事業モデルの見直しが必要。

参考文献1

- 坊安恵・中村貴子（2014）「体験教育旅行における住民主体の受入組織の課題—行政主体の受入組織と比較して—」『農林業問題研究』195：9-14.
<https://doi.org/10.7310/arfe.50.113>.
- 大學寛和・納口るり子（2019）「農泊の系譜と現状に関する一考察」『農村計画学会誌』38(Special_Issue)：298-306. <https://doi.org/10.2750/arp.38.298>.
- 大學寛和・納口るり子（2021）「地域経営型農泊における事務局組織の持続性に関する研究—地方行政との関係性に着目して—」『農業経営研究』58(4)：39-44.
https://doi.org/10.11300/fmsj.58.4_39.
- 福田竜一・草野拓司・寺林暁良（2020）「広域的総合農泊地域の可能性と課題」『農林水産政策研究』33：1-30. <http://doi.org/10.34444/00000126>.
- 平口嘉典・福田竜一（2022）「住民主導型農泊地域の取組課題と展開方向—長崎県西海市を例に—」2022年度日本農業経済学会個別報告資料.
- 兒玉憲彦（2016）「埼玉県の強みを生かして国内外から修学旅行を呼び込め！—体験型のプログラムを活用した教育旅行の誘致—」『Think-ing』17：72-80.

参考文献2

- 農林水産省（2021）「新しい農村政策の在り方に関する検討会 中間とりまとめ」
https://www.maff.go.jp/j/study/nouson_kentokai/attach/pdf/farm-village_meeting-193.pdf
- 農林水産省（2019）「農泊推進のあり方検討会 中間とりまとめ」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuishin/attach/pdf/nouhaku_top-71.pdf.
- 佐藤真弓（2010）『都市農村交流と学校教育』農林統計出版.
- 鈴木源太郎・中尾誠二（2017）「農山漁村における少人数分宿型教育旅行受入組織の適正規模に関する考察」『農業経済研究』88(4)：426-431.
<https://doi.org/10.11472/nokei.88.426>.
- 高田晋史・山下良平（2021）「コロナ禍における農泊地域の現状と今後の展望—石川県能登町「春蘭の里」の事例から—」『農村計画学会誌』40(1)：18-21.
- 寺林暁良（2022）「農泊と地域運営—北海道八雲町の農泊事業を事例に—」『北星学園大学文学部北星論集』59(2)：19-31. <http://id.nii.ac.jp/1238/00002473/>